



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年7月19日(火) 第10018号

目次

	ページ
告 示	
○都市計画道路の変更に係る縦覧(都市計画課)	2
○同	2
○同	2
公 告	
○道路の指定(建築課)	2
○道路位置の指定(同)	3

■ 告 示

◎群馬県告示第190号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、渋川都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年7月19日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 渋川都市計画道路 3・4・4号 渋川高崎線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 渋川市石原地内
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県渋川土木事務所及び渋川市建設交通部都市政策課

◎群馬県告示第191号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中之条都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年7月19日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 中之条都市計画道路 3・4・3号 名久田竜ヶ鼻線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 中之条町大字伊勢町地内
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県中之条土木事務所及び中之条町建設課

◎群馬県告示第192号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、伊勢崎都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年7月19日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 伊勢崎都市計画道路 3・3・12号 坂東大橋石山線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 伊勢崎市波志江町地内
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県伊勢崎土木事務所及び伊勢崎市都市計画部都市計画課

■ 公 告

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

令和4年7月19日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第4号に規定する道路	北群馬郡榛東村大字山子田字御堀852-6、852-12、855-3の一部	延長 84.06 幅員 4.10 ~4.85	群馬県指令前土第301-1号 令和4年6月20日

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和4年7月19日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字漆原241-4	延長 56.20 幅員 6.00	群馬県指令前土第304-3号 令和4年6月16日
2	同	北群馬郡吉岡町大字上野田310-1	延長 53.52 幅員 6.00	群馬県指令前土第304-4号 令和4年6月24日
3	同	甘楽郡甘楽町大字福島字生板木1490-12	延長 35.00 幅員 5.00	群馬県指令高土第253-1号 令和4年6月14日

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111